

○堺泉北港港湾広域防災区域の区域を変更した件

(平成二十八年三月三十一日)

(国土交通省告示第五百七十号)

堺泉北港について港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十五条の三の二第一項の港湾広域防災区域を変更したので、同条第四項において準用する同条第三項の規定に基づき、当該港湾広域防災区域の範囲を次のとおり告示する。

堺泉北港港湾広域防災区域の区域を変更した件

堺泉北港における港湾広域防災区域の範囲は、別図のうち一点鎖線で囲まれた部分（斜線部を除く。）とする。

別図 堺泉北港港湾広域防災区域

